

1. 日時 平成 25 年 11 月 1 日 (金) 13:30 ~ 16:30
  2. 場所 県庁北新館 5 階 5 A 会議室
  3. 議題 (1) 大津市環境美化センター改築事業に係る環境影響評価準備書について  
(2) 草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価方法書について  
(3) 滋賀県環境影響評価技術指針の改正について
  4. 出席委員 占部会長、諏訪副会長、浅見委員、奥村委員、鳥居委員、樋口委員、山崎委員、遊磨委員、和田委員
  5. 内容 (1) 審査会意見作成に当たっての質疑応答  
(2) 前回指摘事項の説明と質疑応答および審査会意見作成に当たっての質疑応答  
(3) 環境影響評価技術指針改正案策定に係る説明および質疑応答
- 

**【議事概要】**

**議題 (1) について**

**[事務局が、審査会意見案を説明]**

(会長) はい、ただ今説明をしていただきました。

皆さんの中からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

ありませんでしょうか。

それでは、これを審査会意見として採用したいと思います。よろしいでしょうか。

(一同) はい。

(会長) ありがとうございます。

それでは、事務局で今回出していただいたものを審査会意見として、今後作業を進めていきたいと思っております。

**議題 (2) について**

**[事業者が、前回指摘事項に係る追加補足資料を説明]**

(会長) はい、ありがとうございました。

ただ今の説明に対して、委員の皆さまから事業者にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(委員) 雨水排水計画のところで、伯母川を少し工事をされますが、草津川との兼ね合いはどうされますか。

(事業者) この前、伯母川のことも少し触れさせてもらいましたように、今回の雨水排水の計画としましては、全量が草津川のほうに流れますので、伯母川のほうでは考慮はさせていただきます。

前回のご意見の中で、伯母川バイオパークという施設がございまして、これを利用して浄化をされているという事例を委員さんからおっしゃっていただきました。それで「直接草津川のほうに放流するのではなくて、何らかの措置をして放流をできないか」というようなご意見を頂きましたので、今回そういった対策を検討させていただくということでございます。

(委員) よく分かりにくいので、具体的に質問しますが、この事業によって伯母川のほうの流量が減ることはないのですか。

(事業者) はい。

(委員) それに加えて、今の説明は水質的な話ですか。

(事業者) 伯母川のバイオパークにつきましては、草津市の市街地で発生した雨水等によって流れ出る砂等、あるいは、そういった有害物質等をバイオパークの中で一定沈砂する、あるいは除去した上で琵琶湖へ放流する、そういった施設でございます。

今回、われわれの施設から出させていただきます雨水については全て草津川へ流れますが、草津川にはそういった施設はございません。従いまして施設の中で、できる限りそういった対応を取った上で放流をしていきたい、このように考えているわけでございます。

(委員) そのレベルまで水質を頑張って上げるのですか。

(事業者) そこまでというわけにはいきませんが、できる限りの対応をしてみたいと考えております。

(委員) ということの評価書にはっきり書かれるわけですね。

(事業者) お手元の資料の2 2の2ページでございます。この中で、雨水排水計画として、雨水排水の水質、あるいは水量、それと環境保全措置というかたちで記述をさせていただいておりますが、このようなかたちで改良してまいりたいというふうに考えております。

(委員) 2ページの雨水排水量のところに、「3日分(60m<sup>3</sup>)程度の貯水槽・タンクを設ける」ということが書いてありますが、このスペースは既に見込んであるのですか。

(事業者) これから詳細な設計を行ってまいりますので、その中で、この場所については確保してまいりたいと考えております。

(委員) 実際にはタンクだけの問題ではなくて、浄化処理施設や散水用の施設といったいろいろな施設も必要になりますよね。かなりの面積が必要だと思いますが、そんなスペースがあったのでしょうか。面積なり体積なり、建物の上に建てるのであれば、置くとしたら、それはそれでまたいろんな問題が出る。

(事業者) 詳細な設計はまだこれからですが、おそらくですけども、建物の地下部分の構造を利用することになるかと思えます。

(委員) 地下だったら、また、土砂が出るのですね。

(事業者) そうですね。ですが、もともと基礎で地下部分があるため、掘りますので、そのうちの60m<sup>3</sup>程度の空間を利用してと。詳細はこれからですが、基礎工事の設計をする中で、その程度の余裕はできていると思っています。

(委員) 前も土量計算のところでは、いろいろとコメントを差し上げたと思いますが、これが全体の量に比べてどれぐらいになるのかは分からないのですが、決して少なくない。要するに、60m<sup>3</sup>だけで済む話ではなく、それなりの残土的なものが出てくると思うので、それを十分に考慮していただきたいと思えます。

(事業者) 委員、前回の資料でお話ししておりますが、計画ではピットとそれから灰ピットを合計いたしまして、掘削土量は約1万6,000m<sup>3</sup>になります。60m<sup>3</sup>というのが少ないかどうかというのは別にいたしまして、ある程度カバーできると考えます。

それと、いろいろとご意見を頂きまして、当初は外に搬出ということがあったのですが、基本的には中で盛土をして土台処理して、できるだけ外に出さないという、できるだけ影響を与えないような計画なり設計に活かしていきたいと考えています。

(会長)他にいかがですか。

(委員) 委員の前半のお話、水質のほうのことについて教えていただきたいのですが、草津川というのは昔に河道改修をなされて、通常、現在は水が流れていない、平常時はほとんどそういう状況であったように記憶しています。こういう草津川へ新たに放流されるとすれば、量的にはそんなに多くないなという気はするのですが、それが琵琶湖へ行くという状況においては、伯母川と草津川ではかなり違うなと思います。

そうなると、年間を通じて新たな施設からの草津川への排水の負荷が琵琶湖へ影響を及ぼすとしたら、その全期間のうちの何日なのかという推定があるようでしたら教えてください。

通常は、無降雨あるいは降水量が少ない状況では、草津川はおそらくあまり水が流れていないと。排水してもすぐ、あるいは琵琶湖へ到達するよりもずっと手前で伏流していくであろうと思うのですが、そういうことも含めて、負荷が琵琶湖へどの程度、年間の何日及ぶのかということをおおざっぱに推定しての考慮、検討というのはあったほうがいいかなという気がするのですが、そのへんがよく分からないので、教えていただきたいなと思います。

(事業者)まず、今の委員のご指摘でございますが、前回の審査会でも資料を提供したのですが、今、工場が、清掃施設が立っているところの区域は伯母川に流れておりまして、これから作ろうとしているグラウンドのほうは草津川に流れている。従って、その流域については変更しないという前提でございますので、水質面に与える影響からしますと、現在はグラウンド状態になっているところから出る雨水は今ご説明いたしましたように、できるだけ雨水排水については抑制しようとしているんですが、基本的には、仮に舗装とかになりますと、おそらく供用後につきましてはSS分については減るのではないかと想定しています。ただ、今ご説明いたしましたように、搬入車両に伴って油分とかが出てくる可能性がありますので、新規については、それはできるだけ抑制したいと思っております。

ではそれがどれぐらいになるかということについては、おそらく単純に言いますと、グラウンドがもし仮に舗装面になりますと、SS分の負荷分については相当軽減されるかなという気はしているのですが、日数的にどれぐらいになるかというのは、今のところ、この準備書でも検討しておりませんので、それについてはどのような影響があるか、もう少し定量的にできるということであれば、もう少し検討はさせていただいて、評価書のほうに記載させていただくことにさせていただければと思っています。

(委員)はい、ありがとうございます。

(委員)前回の雨水排水計画の意見に対しては、このようにきっちりとお答えしていただ

いたことは、すごくありがたく思っております。

これまでは、雨水についてはもう問題はないみたいな書きぶりだったのですが、2.1とか、2.2に示された再利用や、浸透とか、新しいかたちでの処理施設を考慮されていると書かれてあり、非常に前向きな計画になってきたと感じ、評価したいと思っております。特に貯留、それから雨水の再利用化など、そのような省資源化を促進するということは、このプラントの今後PRできる点だと思います。

一つ、前回の意見で言わせていただいたと思いますが、2.3の「雨水排水に係る環境保全措置」で、この文章は問題ありませんが、2行目の最後のところ、「今後の気象等の状況により、何らかの問題が生じるような恐れがあると判断された場合には」で、「何らかの」と言うと、何でもかんでも何かが起こったら問題があるので、逆に事業者さんのほうが大変ではないかと思えます。ここははっきりと、「環境への影響、とか、環境への問題が生じるような」と明言されたほうがより分かりやすくなると思います。以上です。

(会長) はい、ありがとうございました。

(委員) 雨水排水の、これは県になるのですが、草津川へ放流される件なんですが、前回、確か県とちゃんと協議されるというお約束を頂いたと思うのですが、どうも関係者の人から聞くと、「県のほうとちゃんと協議されていない」という話を聞きました。もう早急に、この担当の流域治水政策課でしょうか、のほうにちゃんといろんな話をされるべきではないかなと思うのですが、その後、何か話し合いをされましたでしょうか。

(事業者) 前日も説明をさせていただきましたように、今回の案件については、「県と協議を要しない案件」だということの確認が取れましたので、県とは協議をさせていただいておりません。

(委員) 前回の資料に「現在調整中です」と書いてあるのですが、向こうの方は何かすごく心配しています。僕は、やはりどんなことがあっても確認の意味も必要だし、ちゃんと協議されるべきであろうと思いますし、前回は「協議をされる」というお約束を頂いたと思っているのですが。

(事業者) 県のほうとも協議をさせていただき、今回の案件については、県と協議を要しない案件だということを確認させていただいています。

(委員) でも、流域治水政策室のほうは、「何にも来ないので心配しているんですけど」みたいなことも聞いているのですが、では、今確認いただけますか。

(事業者) 前回、7月のときに、今言ったお話をさせていただけますか。

(流域治水政策室) 前々回、遊磨委員のほうからご意見を頂きまして、雨水排水計画について県、うちでいえば一級河川管理者である流政、と協議ということでご調整いただいたと思います。その後、お話はさせてもらっているのですが、ここに書いていただいている昭和51年当時の開発があるということで、もちろんそのお話は出させていただきました。

ここをどう捉えるかというところは、こちらのほうで確認できなかったもので、その後、まだ協議があるのかなという思いを持っております。

県だけではなくて、またこれについては、草津市さんの河川管理者としての立場もあるかと思えます。草津市さんとのところについて、正式な確認ということでは、うちとしてはできているとは思っていませんので、そこについては何らかの協議をさせていただくことが必要なかなと思っております。以上です。

(委員) よろしいでしょうか。先日の金勝川のように、やはりいろんなことが起こりがちな世の中ですので、こと災害に関係しそうな話は特に慎重にさせていただいて、念には念を入れて確認を取っていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事業者) すいません。説明不足で申し訳ございません。県のほうの担当者、それから市のほうの河川担当者ともお話をさせていただいて、結論としては、今言ったような答えなのですが、県のほうと市のほうとの河川担当局のほうのお話は最終これでというお話はできていなかったようなので、それは再度うちのほうの河川担当局から、こういう答えでということで、結論でということをお話をさせていただいて、それで協議というかたちにさせていただきたいと思えます。

(委員) 評価書ができる前に協議の場を持ってください。

(事業者) はい。

(会長) 今のお話で、最終確認という認識を持っておられないということですので、委員の言われたように対応していただければと思います。

他にいかがでしょうか。

(委員) 1ページの表に雨水排水計画と濁水の話が並べて書いてあります。濁水のほうは濁水貯留池とプラントの説明が書いてありますが、その上については、先ほど説明された貯留池を計画されているということですけど、これは全然別物なのではないでしょうか。それと大

きさはどれくらいでしょうか。

(事業者) 具体的な施設の関係につきましては、前回の審査会のほうに説明資料として出させていただきました。

今もご説明いたしましたように、意見書で言いますと約5.5mくらいなのですが、一応余裕を見まして、貯留池につきましては6.6m<sup>3</sup>という計画に、約1割くらい余裕を持つということで計画をさせていただきます。

先ほど申しましたように3.5年間くらいで、ことしの9月の分を入れておりますので、絶対安全ということではないと思いますが、一応3.5年間くらいの、最近のデータからすれば、6.6くらいで何とか耐えられるのではないかとというふうに考えております。

(会長) お聞きしたいのは、濁水貯留池のほうです。

(事業者) すいません。今申し上げたのは、工事中に濁水の処理施設、貯留池をつくるということでご説明をさせていただきました。

(会長) それが6.6なのですか。

(事業者) はい。

(会長) 雨水排水計画のほうは。

(事業者) これは6.0なのですが、これはあくまで雨水用に新たに貯留タンクを付けるということです。

(会長) これはいずれも地下につくられるわけですか。

(事業者) まず、工事中の濁水のほうにつきましては、前回お示ししておりますが、その処理施設の横にオープンといいましょうか、これは地下ではなくて掘り込みのところに一時的置くということになります。最終的には濁水のほうの処理の貯留池につきましてはふさぐという格好になりますが、今日お示した雨水の貯留施設は地下に置くなりして、できるだけスペースを考えながら配置するというので、別物として考えております。

(会長) はい、ありがとうございました。

(会長) 他にいかがでしょうか。

それでは、もうご質問はないということによろしいでしょうか。

(一同) はい。

(会長) ありがとうございます。

それでは、事業者の方は退席をお願いいたします。

#### **[事務局が、審査会意見案を説明]**

資料2 - 4を説明し、本日の審査会での意見を受けて、No.4を「具体的な雨水排水計画において調整池や雨水利用の必要性を検討し、施設の詳細や環境への影響を明確にするとともに、河川管理者と十分な協議をすること。」を提案。

(会長) はい、ありがとうございます。

資料の案、プラス今回の審議結果を踏まえた修正、追加がございましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。それと、欠席委員についてのご意見はいかがだったでしょうか。

(事務局) 欠席委員についてご説明申し上げます。

欠席委員につきましても、全ての委員の皆さまに当資料をお送りさせて頂いております。ご意見のある委員さまにつきましては、ご連絡を頂きたいということで、ご連絡申し上げていたところなのですが、本日の昼の段階をもちまして、ご連絡は頂いていないことを報告させていただきます。

(会長) ということだそうです。いかがでしょうか。

(委員) 専門外なので、大気の大津市からの意見のところ、「イオロ山、馬場山のダウンドラフトの影響は」という文言があるんです。これを予測評価して、今までの結果とすごく変わってきたらどうするのですか。評価の仕方が分からないので、教えてください。

(委員) これは事務局と何度か議論させて頂いたものです。ダウンドラフトの影響というのは、そこにダウンドラフトが影響するまでのところの濃度を評価しておけば安全側で評価できるので、おそらくその山の尾根に到達するまでの距離のところまでの例えば拡散延長なんかを評価しておけば、その濃度より高くなることは、たぶんダウンドラフトの影響でもないと思います。例えばごみ焼却施設のアセスの指針書みたいなものを見ても、そのように書いてございましたので、安全側で評価してもこういうふうになるというように出してこられるのではないかなと思います。



その濃度が、例えば今までのバックグラウンドに対して明らかに優に高い濃度で山のところまで到達するというようなことであれば、やはり評価は実際にする必要があるのではないかと思いますので、このような文言でいいのかなと事務局とたどり着いたわけでございます。補足になりまして、そのへんのところ、よろしいですか。

(委員) 後半は要りますか。

(委員) 今のような趣旨が前半の文章で伝われば、後半は要らないと思うのですが、どうでしょうね。後半は、要はその安全側の評価がどこかでできて、それが一つの理由になるのであれば、そこまででよろしいですよということを言っているつもりなんです。

(事務局) 委員、いろいろと別途議論させていただきまして、ありがとうございます。そのへんを踏まえまして、樋口委員にも今ご説明いただきましたように、おそらくそのような結論の導き方になるのではないかという専門の見地からのご意見を頂きました。そうしますと、前半だけですと、予測をしなければいけないという断定的になってしまいますし、後半がないとその結論に導きづらいので、安全側で見るという評価を示唆するためにも、後半を付けさせていただいた次第でございます。

(会長) この文章についての質問みたいなものですが、「または」の後に、「または地形の影響」云々というのがありますが、これはダウンドラフトのときの地形の影響ではなくて、拡散に対する地形の影響なのですか。

(事務局) ダウンドラフトを考慮する場合の地形の影響という趣旨を記載してございます。

(会長) 今ここで想定しているダウンドラフトというのは、焼却施設、建物によるものか、それとも山とかの地形によるものなのですか。

(事務局) 地形によるものを想定しております。

(委員) 具体的な距離はあまりはっきりとは分かっていないのですが、高さの関係だけでいくと、その煙突の排出の高さと山の尾根の高さを考えると、ちょっと考えざるを得ないかなという感じです。あとは、その距離がどのくらいあって、その尾根のところまで到達するまでにどれだけの拡散距離が十分に担保できているかというところだと思うのです。ですから、そこまでは何らかの評価はたぶん記載していただかないといけないのかなと思う。

だから、そのあたりで済むのか、そこから先に評価を進めていかなければいけないのか

というところを考えてください、というような趣旨になると思います。

(会長) 私もいまひとつイメージがつかめないところがあって、ダウンドラフトというのは、結局煙突から出た煙がダウンドラフトで山の向こう側にこんなふう落ちてくるから、山と施設の間が問題ではない。そういう話ですね。

(委員) はい。

(会長) それがこの文章でわかりますか。分かりやすく誤解がないようにするというのでは、このダウンドラフトによる山の向こう側の大気汚染が軽減されるというか、従って、こういうことを考えているのだという文が並んでいると分かりやすいと思うのですが、そういう知識が何も前提としてないと、建物、施設と山の間の話ではないかというようなことにならないか、そういう恐れは別にないですか。

(委員) 直接的な表現にしますか。

(事務局) はい、分かりました。では表記につきましてはお時間を頂きまして、また専門的な話もございますので、ご相談の上、提案をさせていただきたいと思っています。

(会長) はい、分かりました。よろしく申し上げます。  
他にいかがでしょうか。

(委員) ダウンドラフトが発生するのは、冬場の北西の季節風が関係するような状況の中で起こるという感じですか。この要約書の中で3ページや13ページですね。その地形を見ますと、この南側、東側に山があって、道路があるところが谷筋になっていますから、空気、風の通り道になるかもしれないなとは思いますが、冬場の北風、あるいは北西からの季節風、そういうものが支配的になったような天候のときに、山を越えて、向こう側のふもとあたりでダウンドラフトの影響が出るということですか。イオロ山とか、馬場山というのがどれなのかがよく分からないのですが。

(事務局) この南側にあるのがイオロ山、その東側にあるのが馬場山になります。

(事務局) 北から風が吹いてきて、煙突の煙を南のほうに流したときに、山の裏側でその乱流が起こる。下に空気の流れが巻き込まれるようなときに、ばい煙が同じように空気の流れに沿って下のほうに巻き込まれると、通常考えられる拡散ですと、もっと遠い位置に広く拡散することが予想されるのですが、これが狭い範囲に、巻き込まれるようなかたち

で近いところに落ちるものを今回イメージしています。

(委員) 川の流れですと、物体の下流側によどみができますね。その領域が、この風の場合にもよどみ領域ができる。そこに排気がたまるという状況ですね。

(委員) 後背地にできる渦によってストーンと落ちてくるという、そういう感じです。

(会長) これは専門用語の説明が後ろに付くのでしょうか。言葉だけだったらイメージが伝わらないと思うので、絵でも描く。

(事務局) またそのへんは工夫をさせていただきたいと思います。

(会長) 他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) 生物のところ、在来種によることという文についてですが、在来種あるいは郷土個体を利用させていただきたいという意味合いが一点。

もう一つは、在来種あるいは郷土個体というのは、市場での入手というのが非常に困難なことが多いので、その分を見込んだ緑化計画というものを立てておかないと、最後の最後に緑化しようと思ったときに、物が手に入らないということが往々にしてあります。その分、市場での入手が困難な状況を踏まえた在来種あるいは郷土個体の導入計画を検討すること、といったような意味合いにさせていただけるとありがたいかと思います。

(事務局) はい、分かりました。導入計画が必要であるということと、郷土個体という言葉を追加するという事で修正をさせていただきたいと思います。

(会長) よろしいですか。

(委員) はい。

(委員) 水質は4番と5番ですが、最初の4番のところ、今日の意見を反映した内容を入れていただきたいと思います。工事中の貯留池、いわゆる調整池、そして今日ご提示していただいたその稼働後に雨水を再利用するという事です。今の意見のまとめ方でいくと、事業中と事業後が同じ横並びになっている。そこをもう少し明確に、先ほどの雨水の再利用とか、調整池とかの言葉を入れたほうが、意見として分かりやすいと思います。

(事務局) では事業中と事業後、それぞれについて整理の上、また修正をしたいと思いま

す。

(会長)他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは事務局より、修正したいというように説明がありました。それで今後の扱いですが、文言の修正は事務局のほうでされるわけですね。確認の作業、今後の進め方は、どのように考えておられますか。

(事務局)今回頂きましたご意見につきまして、文言等の整理ならびに修正につきまして、委員の皆さまのご賛同が得られましたら、占部会長にご相談をさせていただいたものを審査会意見としていただければ、と考えております。

(委員)お任せします。

(会長)それでは、今、事務局より説明されましたが、そういった考えでよろしいでしょうか。

(委員)では一点だけ確認させていただいてよろしいですか。

(会長)はい、どうぞ。

(委員)この審査会意見のところに、分かりやすい表現で書くことというのが、一番にありましたが、この審査会意見も分かりやすい言葉で、住民が読むレベルの言葉で書かなければいけないのか、事業者さんが分かればいいのでしょうか。何か頓知みたいなお話で恐縮ですけど、それによって文言も考えなければいけないと思いますが、これはどうでしょうか。

(委員)もちろん事業者に対する意見だから、誤解を招かないなら専門用語があってもいいのではないかと。

(委員)ということは、誤解を招かない程度であれば専門用語であっても構わないということ。

(会長)事務局はどういうふうに。

(事務局)そのように考えています。

(会長) そうですか。

(委員) はい、分かりました。確認まででした。

(会長) それではこの案件については、先ほどのような対応で今後進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

### 議題(3)について

#### [事務局が、環境影響評価技術指針改正案を説明]

(会長) 説明ありがとうございました。

確認ですが、資料3-2の2ページ「手続きの流れ」について、点線は全ての対象についてですか。点線が何カ所かありますよね。

(事務局) 枠や矢印が点線になっている箇所が、条例上「することができる」ということでして、例えば知事意見につきましても、同様です。

(会長) 資料3-1で、「対応方針」という表があります。これは意見に対して全てをその案に取り込んだのか、それとも運用で対応したいとか、そういったものも載せていると思うんですけど、そういう区別をするとどうなるわけですか。

(事務局) 資料3-1で、上から順番にご説明します。

まず一番上、「複数案を設定しづらいと考えられるケースもあるので、何か工夫が必要」という部分につきましては、選択肢が4項目ということで、国の基本的事項に即して県の技術指針でも、こういったご懸念に対応するような内容として対応したということでございます。

2つ目の部分は、運用面で対応していくという、庁内の調整会議で対応していくという内容です。

次の「自然環境のまとまりの場」は6つのご意見を集約して書いておりますが、全ての「自然環境のまとまりの場」の例示。前回、例示であるという点の説明が弱くて、それで定義で議論が広がってしまったのかなというところがございますが、例示であるといったこと、そして滋賀県の地域特性に併せて一部アレンジすること、皆さま方のご意見、そしてまたご懸念に対して対応させて頂いたと考えております。

その下の歴史的の評価項目につきましても、これは条文でご説明申しあげましたように対応しているということでございます。

下から2つ目、「ポイントとなるのはわかりやすい資料」ということで、例えば概要版も付けてございますが、こういったものをもう少し今後とも作成していき、事業者に分かりやすいものをつくっていくという運用面に対応してまいりたいと考えております。

一番下の「データベースの整備も重要」ということで、これも運用面での対応をしてまいりたいと考えております。

(会長) はい、ありがとうございます。

ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(委員) 資料3 2の2ページの「手続きの流れ」なんですけど、今回追加する分で、配慮書の作成があって、公告・縦覧はあるんですけど、その後の意見聴取はしてもよいという言葉の意味ですよね。

すると公告の意味があるのですか。公告を出してしまえば、もう勝手に方法書をつくってよいという流れですか。

(事務局) 住民の皆さまが見られるようにということが公告・縦覧でございますので、その点で意味がないわけではないというふうに考えておりますが、その後、事業者は関係住民から意見を求めるよう努めるものとするというふうにしており、これはアセス法も同じです。運用面ではご意見のようなことにならないように、基本的には相当の事情がない限りは、従来のE I Aでの方法書スタートの部分と同様に運用していくということで考えております。

(委員) では、それは表に出ないのですか。なかなか文言上も、そうはっきりは書かないし。

(事務局) 条例の規定自体が、法に則して「努める」としております。新たな制度は、事業をやるときに、事業の固定化の前に、まずその複数案というものをつくっていただくというのが目的であって、その複数案からの内容の決定過程で住民のご意見も踏まえたということがベターではありますし、それが望ましいでしょうけれども、アセス法でも義務とまでは求めていないので、まずはその第一歩としてアセス手続き上、今までは「もうこれでしかできません」と言っていたものを、もうちょっと一歩前で、「事業者自らが検討してください」というところが主眼になっているのかなというふうに理解しております。

(会長) 他にいかがでしょうか。

では、私のほうから1つ質問します。要綱案8ページの第9の(2)というところですけど、「複数案が設定されていない場合は」とつながる文章で、「複数案が設定されてい

いは、1行読むのを飛ばしまして、次の行の一番最後の文ですけど、「配慮対象事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され」とあり、実行可能な範囲という解釈は、技術があればお金は幾ら出しても実行できるのではないかととれますので、そのへんはどういう解釈というか、これは国で出された、もともとのベースがそうなんでしょうか。

(事務局)ご指摘の箇所につきまして、この「実行可能な範囲内で」、「できる限り回避され」と二重の前提でして、さらにこの言い回しの趣旨は、従来のE I Aでも保全措置の設定で既定の言い回しでありますので、基本的に従来からは変わらないものと考えております。また、コストも制約の一つと考えられます。

(委員)「範囲内で」の後にコンマがあったほうがいいのではないですか、読むのだったら。

(事務局)確認いたします。

(会長)では他にいかがでしょうか。

(委員)今、8ページを開けていただいていると思うのですが、第9のところの表題なのですが、ここは「評価の手法」となっていますよね。隣の9ページの第10のところ「手法選定に」とあるんですが、この2つの手法は意味合いが違いますよね。第10のほうは具体的な評価テクニックというのか、極端に言うと計算式的な意味合いであって、第9のほうは、これは評価全体のスキームみたいなイメージではないかなと思うんですけども、これは言葉的に何かうまく調整できないですかね。

(事務局)ご意見ありがとうございます。

このシリーズは、7ページの第7から調査、予測、評価、7・8・9と流れがありまして、それぞれの内容の記載がありまして、第10は、全ての手法選定の共通軸としての留意事項として、例えば学識経験者等の意見聴取などを記載という構成となっております。

(委員)もう二点。少し戻っていただきまして、6ページなのですが、先ほどおっしゃったのですが、第6の(3)のウですね。水質浄化機能を有する「水際」、これは文言が重なるかもしれないのですが、その下の「水辺地」を使われるほうがいいのではないかなとやはり思います。もう一点、3ページの最初なのですが、第1の文章のまず一点というのは、ここだけ「します」になっているのですが。

(事務局)ありがとうございます。

ここは実は、国の規定が大変分かりづらい日本語でしたので、委員の先生方に伝わらな

くても意味がないということで、要綱上こうした文章としています。

それで、今、委員がおっしゃられました1点目でございますね。水際よりも水辺地のほうがというご意見を頂きましたが、各委員の皆さま方からご異論がなければそのようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(会長) 水際か水辺かということですか。

(委員) 2度出てくるのですが、水質浄化機能を特化させているわけだから、それでいいのではないかと。

(事務局) よろしいでしょうか。

(一同) はい。

(事務局) ありがとうございます。それでは水辺地というふうにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(委員) 根本的なことを教えてほしいのですけれども、今回の配慮書というのは、一応複数案を出すというのが一番の肝だと思っておりますけれども、その複数案がちゃんと複数案になっている。要するにこれがこれの代替案たり得るだけのちゃんと差があるということというのは、誰がどこで審査することになるのでしょうか。

要するにその複数案を立てて、どちらがより環境負荷が低いかというようなことを検討することになるのですが、そもそもこれが複数案になっているのかどうかというようなことは、これはもう事業者の判断で複数出してもらいだけでいいですか。それとも、その複数案は適当であるということとどこかで審査される場所というのがあるのでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。

確かにそういうことが起きかねないかもしれませんが、あくまで事業計画につきましては、行政サイド、事務局が加担してその計画の一部をつくるということではできないことで、そこを考えますと、事業者側がやはり複数案を事業者側の責任で発案していただく。

そして、そのできる範囲やできない範囲、これも事業者側でなければ設定はできないという部分がございますので、あとは「この部分が違います」ということを、説明責任を持ってご説明いただくことになると考えております。

(委員) なるほど。となると、例えば前の4月のところのポンチ絵なんかで、配置を変えるなんていうのも一つの代替案になっていたのですが、確かに配置を変えて明らかに影響



が違うということも考えられるのですが、「その配置とその配置、この何メートルか  
ずらしたぐらいで何も変わりませんよ。これを代替案として審査することが本当にどうな  
のかな」というようなことが生じかねないのではないかなという気がするんですよ。

だから、そのへんのことをどこか、例えば自分のチェックを入れるだとか、ちゃんと、  
何というのか、審査に足る程度の代替案でないと、本当に意味のないかたちだけのものにな  
ってしまうなというように気がしています。もしかすると、そういうものを事業者側が  
提案しかねないのではないかなというようにのもポンチ絵を見て思ったのですけれども、  
どうでしょうかね。

(事務局)ありがとうございます。

例えば、極端なケースとして、「ボルトの位置を変えました」というのがあった場合、事  
務局としても、「複数案ではないので」というようなことを申しあげますし、それから、「複  
数案を設定して差がないという場合には、新たな評価項目を立てて」というようなことも  
技術指針で入っておりますので、なるべくそういったことが起きないように私どものほう  
から助言をしてまいりたいと思います。

(委員)そこは事業者さんが見て、今の要綱の説明のところ、「そんな代替案にならない  
ような代替案をつくってくるなよ」とみたいなことは、どこかを見れば、事業者さんも「あ  
まりいい加減なことをしたらいけない」というようなことになるような、そういう文言  
というのはどこかにありますか。

(事務局)とりたてて、そういった制約的な規定というのは、こうあるべきという指針にな  
じまないというのもあるのですが、例えば一つ申しあげますと、明確に4項目です  
ね。事業の位置・規模・構造・配置という話です。こうした設定から「ボルト1本」とい  
うのは、それはたぶん説明にならないということで、そういった中で、早い段階から事務  
局も助言して参ります。

(会長)場合によっては複数案ではないと、複数案を設定しない場合は、その理由を明ら  
かにする。そういう流れの場合もある。そうですね。

(事務局)はい。そういったことを考えますと、徹底的にこうではないと駄目ということ  
自体が難しいかもしれません。ない場合も認められておりますので。

(会長)そうすると、最初の案件へのこの審議会の審議が判例みたいなもので、後を引く  
のでしょうから、最初は少し厳格にというか、最初から緩めてしまうと、緩めてしまっ  
たままになってしまう。

(委員)ただ、そういうときに、例えばこの審査会に出てきた時点で、「これは」というような話になる以前に、事務局のほうで、ある程度指導していただいたほうがいいと思うんですよね。そうでないと事業者さんは、例えば「これはれっきとした代替案だ。5メートルもちゃんとずらしているぞ」みたいな、そういうのが出てきて、「この5メートルは意味がないですよ」みたいなことがこの中で議論になってしまって、また振り出しなんていうようなことになる、それも時間の無駄になってしまうので、「ちゃんとこれは代替案になっているね」という程度ぐらいのご指導はたぶん事務局のほうでしていただかないと、かえって事業者さんにとって時間の無駄になってしまうのではないかなという気がするんですよ。

となると、その事務局の手網さばきは結構大事になってくるのではないのかなという気がしているのですが。

(事務局)ご指摘に大いに留意して運用をしていきたいと思います。ただ通常は、実は現在のEIAの制度でも、これを資料配布するまでに幾度と協議を重ねて修正がなされていくということが実態にあります。これにつきましても同様かなという感じがしています。

(委員)よろしくをお願いします。

(委員)今問題になっている複数のというのは、やはり異なる、場所が違うとか、構造が違うとかいうことによって環境に対する影響がほとんど無視できるのではなくて、ある程度違いが明らかに出てきそう、そういう場合に複数にするということでしょうね。

(事務局)はい。趣旨はそうでございます。

(会長)他に。

(委員)資料3-2の2ページのところに、参考1というところなので、あまり実質関係ないのかもしれませんが、丸を3つに分けて文言がありますが、2つ目の1行目の末尾から2行目の半分ぐらいまでのところは、日本語としては成り立っていないですね。

「どのように環境影響の回避や低減されているかの検討内容を明らかにできるよう整理します」とあるんですが、「どのような環境影響を回避するか、あるいは低減するかの検討内容を明らかにできるよう整理します」、例えば、日本語の文章の問題だけですが、ご検討ください。

(事務局)ありがとうございます。分かりやすいように文章を直させていただきます。

(会長) この文章はあれですか。何か資料を引っ張ってきたのか、それとも県で今回つくられた、書かれたものですか。

(事務局) ここの部分は、配慮書作成部分を受けた部分ではなくて、E I Aの手続き上でもこういった複数案が、制度が変わりましたので、E I A部分の段階でも経緯を明らかにしてということがございます。その部分を若干要約して書いております。日本語は解りやすく修正します。

(会長) 他にいかがですか。はい、どうぞ。

(委員) 7月の審査会資料のパワーポイント部分は、今後何らかのかたちで説明の際に利用されるということはあるのでしょうか。

(事務局) 今後こういった内容のものも必要だというふうに考えております。

(委員) これも別に大したことではないのですが、例えば8ページの下のほうの四角囲みの中で、「配慮書手続きにおける情報収集の流れ(生態系)」と書いています。このとき、前回も申し上げたのですが、得られる情報として種に関してずっと4項目が箇条書きで挙がっているんですが、これは表題が生態系の場合は、得られる情報がたぶんまとまりのある生息場とか、何か生態系に関する情報の話が載っていると思います。そのへんはやはり種についての話に加えて、この配慮事項というのは、生態系、まとまりの場をどういうふうに評価するかということが重要となってきますので、両方を併せたかたちではなく、それぞれの情報、どちらかで、生態系であれば得られる情報を生態系のもを例示していただいたほうがいいかと思います。

やはり事務局の役割というものが非常に大きいので、そのへん、種に関することに加えて、場としてのまとめにもしっかりと携わっていただきたいという意味も含めてお願いしたいなと思います。

(事務局) ご意見ありがとうございます。

そのように留意しながら関連資料の作成も進めてまいりたいと思います。

(委員) 資料3 1で、これも重ねてのお願いになってしまい、大変恐縮ですが、データベースの整備の件に関しまして、こちらの政策課とはまた異なる部署にはなると思いますが、いかに重要な種、あるいは生息場に関する情報があるかということが非常に重要になってきます。

国のほうというのは、やはり国レベルで抽出していますので、滋賀県レベルでのデータ、

それから緑の国勢調査は非常に件数が多いのですが、どうしても陸域に偏っています。群落ですので、琵琶湖を抱えての滋賀県となりますと、水域の情報も重要になってくるかと思しますので、他の部局と携えたかたちでぜひともデータベースを整備していただきたいと思えます。

(事務局) はい、ありがとうございます。

自然保護部局のほうとは、保有する情報共有により保護政策ともども進展するというところで話をしております。そうして進めていきたいと思っております。

(会長) 他にいかがでしょうか。

これまでの意見では、要綱案のここを修正すべきだということは出ていないような気がするんですけど、「いや、出たよ」ということがあれば、ご発言をお願いしたいんですけど、要綱案で「検討します」というのが「検討する」というので、それは語句の修正ですけども、それ以外に何かあったでしょうか。

(委員) この配慮書でいろいろ検討された結果が、その後の段階のところでも十分活用していくことというようなことは、どのあたりにどういう感じで出ていますか。

(事務局) 本日お示しの改正要綱案の次に従来のEIA制度が続いておりまして、その中で、従前の方法書ですとか準備書、それは配慮書段階で得られた情報を最大限活用してくださいという条文があります。それが2ページの参考1の丸1つ目です。

(委員) では、その後ろにちゃんと入ってくるわけですね。

(事務局) はい。こういった内容が続きます。

(委員) というのは、今回ののは特に時間的な問題で事業者さんにはものすごい負担に。先ほどの私の代替案が云々という話も、結局そのところでつかえていて何かして、時間の無駄なんかになってしまうと、これは事業者さんにとっても時間の無駄になってしまう。

今回、配慮書があったことによって、それが後の手続きでスムーズに無駄な議論を避けて、きちっとスコープしてやるというようなことがとても大事になってくると思うんですよ。今までよりもやらなければいけない議論のところに集中してしっかりやるということが大事になってくると思うので、それはどちらかという、制度側はなかなか難しいと思うんですけど、そういう、この配慮書にワンステップ増えたことで、できる限り無駄を省いて、きちっと正しいところにスコープしたものにすべきだという、そういう意思表示というか、そういう理念だけでもきちっと明記していただきたいなというふうに思いま

す。テクニカルなことはなかなか書きにくいとは思うのですが、理念だけでもしっかりと書いて明記していただきたいなと思います。

(会長)いかがですか。

(事務局)理念面ということでございますが、先ほどの「最大限活用」という言葉が入ると、それから。

(会長)2ページの手続きの流れというのは、条例の中に文章として入るんでしょうか。そうすると、入るとすると、「この配慮書のほうでいいのだ」とかというのも当然書かれるべきだと私も思いますので、そうしないと、これがどこの部分で後にも続くのかということが事業者に分かりにくい。そんなことはないと思うのですが、どういうふうなそのへんは説明になっているのですか。

(事務局)まず、前回ティアリングということでご説明させていただいている部分、これを最大限活用ということで、「二度手間ということがないよ」ということ。それから新たに付加された配慮書作成部分の調査に関しましては、基本現地ではなくて文献収集をやるということで、なるべく合理的にということ。この2点が主に制度追加に関する配慮として、アセス法でもいわれています。それは両方とも県の技術指針のほうでも同様に考えています。

(委員)いわゆる評価項目ですよ。最初は、例えば今までだと、方法書をつくるときにマトリックスをつくって、これはこの段階のやつでこれを評価するみたいな丸ができるではないですか。あれは配慮書でもつくるのでしょうか。評価項目ですよ。

(事務局)はい。それは同様でして、資料3-2の5ページですね。環境要素、それから4ページには、工事中、供用後の区分が一番下の(1)、これがそれぞれマトリックスの表になります。

(委員)だから今回は配慮書になってくるということですね、それらが。

(事務局)そうです。それが基本的に配慮書で作成したものが、複数案からの事業決定で変更があれば別ですが、基本的に方法書に引き継がれるものということです。

(委員)そのままと。

(事務局) はい。こうした環境要素などの区分は同じになっています。

(委員) なるほど。今後は、この配慮書で既存資料の活用ということが入ってきますので、既存資料の活用で十分配慮できるような、そういう項目、例えば僕なんかだと大気とか悪臭なんですけど、これも既存資料の既設のデータを見ることによって、このデータの配慮をすれば十分だよということがある程度相場として分かっているような施設もあるわけですよ。

だから既存資料の活用というのは、そういうほぼ項目は挙げているんだけど、既存資料で十分配慮の程度というのも見えてくるようなもの場合は、その程度の予測で、もう次のステップに進めてもよろしいというぐらいの大胆な予測にしていけないと。逆に生態系とかになると個々の配慮があるので、なかなかそういうことは難しいのですが、メリハリをしっかりとつけていただく。

そのやり方に関しても、いわゆる項目として選定はするけれども、今の配慮書で、既存資料で十分だとか言えれば、もう次のところではもう一度それをトレースするだけで終わりというか、メリハリがつくといいなというふうに思います。そうすると、そのエネルギーというのは、そのまま細かく配慮していかなければいけない項目にそのまま投入できるので、よりはっきりと明確にさせていただくというところが欲しいなというふうに思います。

その今まで言われていたティアリングという、いわゆる既存資料の活用というところで、効率のいい配慮というのがありますけど、それをもう少し強調したかたちでしっかり項目について選定します、スコーピングしていきますというようなところもあっていいのかなというふうに個人的には思っております。

(事務局) ご意見ありがとうございます。

まさに、ごもっともなことだと思います。たぶん技術指針そのものは事業者に対してのものなので、実際の行うべきことについて最大限活用するので、事業者、行う側の最大限活用という部分だと思うのですが、今おっしゃった後段の部分は、どちらかという我々の側が事業者とやり取りをする中で、どう負荷がないように導いていくかという部分、我々の姿勢の問題なのかというふうに思っております。

その部分を技術指針というふうに技術的なもので書くのは難しいところがありますが、当然ながら、そういう、これが配慮書になったことによって本当に事業が立ち行かなくなるということを我々は願っているものではありませんので、まさにそれが環境にいいということと同時に事業者さんがちゃんと事業を行えるというようなスタンスという両面があると思います。

その部分はやはり運用上、我々がそういう事前の指導ですとか助言の中で、できるだけ調査しやすい、そこで立ち止まって二度手間になったり戻ってしまったりとかいうようなかたちでなく、できるだけ最短で進めていけるということを我々もしっかり進めていか

なければいけないかなというふうに思っております。新しい配慮書段階の運用においても、我々の側ができるだけ事業者側に立った部分も含めて検討、調整をしていきたいというふうに考えている部分です。

(会長) ご意見は文言修正とか、そういうことではなくでしょうか。

(委員) そうですね。文言ではなかなか書きづらいのか、どこかに何か書けないのかなとは思いつつ、この流れの文章だと、ではどこに入れるのかと。

(事務局) 技術的な指針として、少しここはきつめにとかメリハリを、といった概念自体は難しいのかなというのが、今お聞きしていて恐縮でございますが。

(会長) 別にどうしても変更事項が必要ということではなくて、いろいろご意見が出たときに、変更を求めるのか、「いや、運用面でしっかりやっていただきたい」とか、そのところを区別したいという議事進行上の問題でありますから。

(委員) では運用上で。

(会長) 他にいかがでしょうか。

(委員) 資料3 2の4ページと5ページを見比べていたのですが、5ページのほうに環境要素がずらりと並んでいますね。これを4ページに書いてある地域情報の文と見比べていたので、大体網羅されているのですが、どのアセスでも一番気になる交通に関する項目がないんですね。特に工事をするという場合は、必ずダンプ、大型車両などが出てきて。騒音などは上にあるのですが、振動とかは、いわゆる交通に関する項目はたいていどの場所でも住人からの意見で多いと思われるにも関わらず、やはりそれは項目として挙げておかれるほうがいいのではないかなと思いました。

(事務局) ご意見ありがとうございます。

これはおそらく従来からそうだと思うのですが、4ページの(2)の地域特性欄のほうに交通の状況は入っております。

社会的状況の中に交通の状況ということで、地域特性として、交通がどういう状況にあるかという車の行き来の台数、車がどのくらい行き来しているのかという情報が整備され、そして評価項目の抽出が検討されますが、車ですと、例えば排ガスですとか騒音・振動、こういったところでトレースされているということで反映されてきているのかなというように考えております。

(委員)でも地元の人にとっては、それ以上に交通障害的なものとか、安全性の問題とか、何かここに当てはまらない情報を常に気にされているような気がするのですけどね。

(委員)たぶん、それはいわゆる環境アセスメントになじまないところで、他のところで議論されるべき話ですけど、でも他にそういうことが議論されるべき場所というのは、例えばこういう交通の流れが明らかに変わるよというような都市開発的な事業において、環境アセスメント以外のところでだと、どこでそういう議論が。

(事務局)通常、開発行為自体はそういう窓口部署がございまして、関係課に照会され、交通渋滞などでは必要に応じて警察などが指導されているケースがあると思います。

また、大規模店舗法など法律の中でもそういう審査がありますが、冒頭で申し上げましたように大規模でなくてもそういう開発であれば通常、協議の場というのはございまして、そういった中で交通安全上、これは問題だなというようなことがあれば予めの指導が入るといったようなことで整理されています。

(委員)今、概要の資料3 2のところ、配慮対象事業者というふうに書いてありますよね。配慮対象事業者と書いて、それはもう「配慮対象となる者とならない者」とがある」というふうに事業者が読み取るという可能性はないのですか。環境省のほうでも、配慮対象事業者という書き方をしていますか。そのへんの区別ですね。

(事務局)ご意見ありがとうございます。

ここは、アセス法、そして改正済みのアセス条例の中で、計画段階で配慮事項の検討を行う事業者を配慮対象事業者、という定義にしておりまして、そしてまた、事業そのものは配慮対象事業ということにしております。

これはおそらく、従前のE I Aですと、この場所でこの内容でやるということですから、事業が確定しているわけでありまして、構想段階から始まります今回の何らかの手続きに関しましては、まだやるかやらないかも含めて決まらないということがありますので、わざわざ配慮対象事業者だとか、配慮対象事業という言い方にしているのではないかな、と思っております。

(委員)そのへんは事業者が読んだときに、「配慮対象事業ではないので、それではない」というふうになる可能性があるのでは、こう書いてあるとね。

(事務局)これは制度の広報資料等の中では、誤解を生まないような言葉遣いに配慮してまいります。



(委員) そうですね。どういう場合にということがはっきりと分かるようにということです。

(会長) 他にいかがでしょうか。

(委員) 2ページのこの図というのは何か途中で切れていますよね。これは事業の実施のところまでを描いていないのですよね。これはもう後ろは同じだからと省略しているだけの話ですか。

(事務局) はい、ページ内への収まりと文字の大きさから、従前の同じところは割愛しております。

(会長) いかがでしょうか。

(委員) 中身がどうというわけではないですが、先ほど委員からおっしゃったデータベースの構築、それらの活用が、今回はほとんどとなり、事業者にとっても文献収集や、それらを活用しクリアする、作成をしていくことが中心になっていくと思います。

その場合、滋賀県は琵琶湖という日本一大きい湖があり、植生も、魚類などの生物も、さまざまなデータがあちこちに存在していると思います。滋賀県の中でも各担当部局、いろんなところで専門的な調査もされていますし、国交省や、水資源機構、その他関係者の方々も結構いろんな調査をされており、情報、文献があります。それをできる限りこれらの事業者のほうにそういった手法で対応していくときに、アセスの担当部局が、本来であればそのどこかを見ればそういったものがバーツと並んでいて、これを参考にして調べなさいということができればいいのですが、今、それをするだけでも非常にあちこち散らばっていると思います。ですから、この方法を4月から施行に向けて、そういった情報の場所だけでもいいので、提供できるような体制を整えてもらえれば、スムーズに新たな負担というものがかからないのではないかと思います。

(事務局) ご意見ありがとうございます。

ご指摘のとおりでございます。今私どもが考えておりますのは、情報のデータベースというものはできるだろうということで、例えばリスト化して事業者の方が来られたらそれをお渡しするような、そういうような対応ができればどうかというように考えております。

(会長) でも、徹底的にいいものをつくろうとすると費用もかかる話ですし、できる限りということでおっしゃいましたけど、ただ羅列したものでなくて、まとめたようなもの

をぜひつくっていただければ一つのステップアップになると思いますので、よろしく  
お願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。もう少しあれば。

ないようですので、これで審議は終わらせていただきます。

それで修正事項ですけど、本当にマイナーなこと以外、私はなかったのではないかと  
いうような理解ですけど、それでよろしいでしょうか。

(事務局) 生態系例示の水質浄化機能の「水際」を「水辺地」へ、ですね。その1カ所を  
変えさせていただきたいと思います。

(会長) では、その修正ということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。  
それでは、今回予定されておりました議題は全て終わりましたので、審査会は終了させ  
ていただきます。

**[ 終了 ]**